

名誉会員制度規程

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

第 1 条 公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下「この法人」という。）定款第 6 条第 1 項第 3 号に定める名誉会員については、この規程による。

第 2 条 理事会は、この法人の振興発展に顕著な功績があった者又は学識経験者で功績があった者を名誉会員候補者として総会に提案することができる。ただし、正会員を申請することはできない。

2 地域から名誉会員候補者を申請するときは、地域担当理事がその地域会員の同意を得て、この法人理事会に申請するものとする。

第 3 条 名誉会員は、定款第 8 条に定める入会金及び会費を負担することを要しない。

第 4 条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。